

議案第 47 号

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

橋本市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年橋本市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表 中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料) 第 5 条 保険料の督促手数料は、橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 7 0 号)第 21 条第 2 項の規定を準用する。	(保険料の督促手数料) 第 5 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について 50 円とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。